

社会福祉法人ケアフル亀山 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ケアフル亀山（以下「本法人」という）の定款第10条に基づき、常勤役員（日々の勤務表を明確にし、職員に準じて勤務する役員及び最低でも1週間に3日以上勤務する役員）と、非常勤役員（本法人の役員会等必要な業務に日単位で職務に参加する役員）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬は、本法人が役員に対し、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬額の決定と報酬の種類)

第3条 役員報酬は、評議員会の決議により報酬額の総額を定める。

- 2 役員報酬の種類は常勤役員については、基本的には本俸のみとする。（特別手当は本法人の業績が良好であれば年2回の範囲内で支給することができる。）
- 3 非常勤役員については、役員会への出席等その職務に対し、1日単位の報酬額を定める。

(役員報酬額)

第4条 役員報酬額は下記の範囲内で評議員会において定める。

(1) 常勤役員報酬額

	月額報酬（年12回）	特別手当（年2回）
1	600,000×12=7,200,000	法人の業績により支給することができる。
2	650,000×12=7,800,000	法人の業績により支給することができる。
3	700,000×12=8,400,000	法人の業績により支給することができる。
4	750,000×12=9,000,000	法人の業績により支給することができる。
5	800,000×12=9,600,000	法人の業績により支給することができる。
6	850,000×12=10,200,000	法人の業績により支給することができる。
7	900,000×12=10,800,000	法人の業績により支給することができる。
8	950,000×12=11,400,000	法人の業績により支給することができる。
9	1,000,000×12=12,000,000	法人の業績により支給することができる。
10	1,100,000×12=13,200,000	法人の業績により支給することができる。
11	1,200,000×12=14,400,000	法人の業績により支給することができる。
12	1,300,000×12=15,600,000	法人の業績により支給することができる。
13	1,400,000×12=16,800,000	法人の業績により支給することができる。
14	1,500,000×12=18,000,000	法人の業績により支給することができる。
15	1,600,000×12=19,200,000	法人の業績により支給することができる。

(2) 非常勤役員の報酬額（会議への出席等）

1 日報酬額 6,682 円（所得税 10.21%込み）

（職員が役員の場合の報酬）

第 5 条 職員が兼務役員の場合は、基本的には職員俸給をもって支給する。なお、職員の職務と明確に区分できる役員の職務については非常勤役員の報酬額を別に支給するが、区分が不明確のときは職員俸給をもって支給する。

（通勤手当）

第 6 条 役員には通勤手当は特に支給しない。

（役員報酬の支給と控除）

第 7 条 常勤の役員報酬は職員俸給の支給日に支給する。締切日 20 日・支給日翌月初日（但し、金融機関休業の日はその翌日）。

2 所得税、社会保険料等及び、控除することについて本人から申出のあった立替金・積立金・貸付金などは毎月の役員報酬より控除する。

3 非常勤の役員報酬は、職務についたその日に支給する。その際、所得税を控除する。

（日割計算）

第 8 条 常勤役員が、月の途中で報酬対象となったとき、役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行うものとする。

2 前項に規定する常勤役員の 1 日あたりの報酬額は、月額報酬を所定労働日数で除した額とする。

（補足）

第 9 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は評議員会により別に定める。

〈付 則〉

この規定は平成 28 年 3 月 1 日から施行する。平成 17 年 2 月 23 日施行の「社会福祉法人ケアフル亀山非常勤役員報酬規程」は同日に廃止する。

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。